

越前町こどもの遊び場整備工事設計プロポーザル実施要項

1 趣旨

こどもたちが、天候にかかわらず思い切り体を動かして遊ぶことができる屋内の遊び場を整備するために策定した越前町こどもの遊び場整備基本計画に基づき越前陶芸村文化交流会館を改修するに当たり、豊富な経験と専門的な知識に基づく魅力的な提案を受けるため、公募型プロポーザル方式により設計者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

越前町こどもの遊び場整備工事实施設計業務

(2) 業務内容

こどもの遊び場の改修に必要な調査及び実施設計

ア 既存建物の現地調査（アスベスト含有分析等含む）

イ 改修内容協議

ウ 基本設計・実施設計

- ・既存建物（建築意匠、構造、建築設備）に係る設計
- ・遊具の設置に係る設計
- ・積算業務
- ・関係法令に係る行政機関等との協議及び必要な手続き
- ・その他（詳細は、業務委託仕様書及び要求水準書を参照）

(3) 履行期限

令和8年3月31日

(4) 発注者

越前町

(5) 本業務の契約限度額

20,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(6) 工事費積算限度額

333,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※建物改修に係る費用には、空調改修は含まない。

※建物改修に係る費用には、備品購入費を含む。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（以下、参加者）は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 参加表明書提出時点において、令和7・8年度越前町建設工事等競争入札参加資格者名簿【建築コンサルタント】に登録されている者で、福井県内に本社、支社、

支店、営業所のいずれかを有すること。なお、同一企業の本社、支社、支店、営業所での重複参加は認めない。

- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所登録を受けていること。
- (3) 平成17年4月以降に遊戯施設、保育施設又は体育施設の新築・増築又は大規模改修に係る設計業務を元請けとして請け負い、かつ履行完了した実績を有すること。
- (4) 参加者は、次の各項目に掲げる区分に応じ、同項目に掲げる事業所を協力事業所として必ず加えること。なお、協力事業所は、他の参加者の協力事業所となることはできない。

ア 参加者が越前町内に本社を有しない場合

①遊具取扱業者

ただし、下記【協力事業所（遊具取扱業者）要件】を満たす時は、必要なし

- ②町内建築事務所（令和7・8年度越前町建設工事等競争入札参加資格者名簿【建築コンサルタント】に登載されている町内に本社を有する建築設計事務所）

イ 参加者が越前町内に本社を有する場合

①遊具取扱業者

ただし、下記【協力事業所（遊具取扱業者）要件】を満たす時は、必要なし

- (5) 参加者及び協力事業所は、本事業を適切に実施できる技術、知識、能力、実績、信用等を備えると共に、以下の要件を充たすこと。

【共通要件】

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 越前町建設工事等請負業者の指名停止等の措置に関する要綱（平成17年訓令第27号）に基づく指名停止又は指名除外期間中でないこと。

エ 国税及び地方税を滞納していないこと。

オ 法人およびその役員が、越前町暴力団排除条例（平成23年越前町条例第24号）に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

【協力事業所（遊具取扱業者）要件】

ア 福井県内に本社、支社、支店、営業所のいずれかを有すること。なお、同一企業の本社、支社、支店、営業所での重複参加は認めない。

イ 一般社団法人日本公園施設業協会のSP認定を受けている事業所又はこれと同等以上の事業所。

ウ 平成17年4月以降に、公共施設に遊具設置（納入）実績を有すること。

エ 遊具業務担当者に、一般社団法人日本公園施設業協会技術資格制度における公園施設製品安全管理士の資格を有する技術者又はこれと同等以上の者を配置することができること。

【配置技術者要件】

- ア 管理技術者は一級建築士の資格を有すること。
- イ 管理技術者は、参加表明書の提出者の組織に所属していること。
- ウ 本業務の、意匠、構造、電気設備、機械設備（空調、給排水衛生設備を含む）、遊び場の分野に担当技術者を適宜配置すること。

4 参加手続

（１）実施スケジュール

公告（実施要項等の公表）	令和７年１１月 ６日（木）
現地見学会	令和７年１１月１２日（水）
参加表明書の提出期限	令和７年１１月１９日（水）
参加資格審査（一次審査）	令和７年１１月下旬
参加資格確認結果通知	令和７年１１月下旬
質問書提出期限	令和７年１１月２５日（火）
質問に対する回答	令和７年１２月 ２日（火）
提案書の提出期限	令和８年 １月 ８日（木）
提案内容審査（二次審査）	令和８年 １月２２日（木）（予定）
審査結果の通知	令和８年 １月下旬
契約締結	令和８年 １月下旬

（２）実施要項等の配布

- ア 期間：令和７年１１月 ６日（木）から令和７年１１月１９日（水）まで
- イ 越前町ホームページよりダウンロードするものとする

（３）参加表明書の提出

- ア 提出期限：令和７年１１月１９日（水）午後５時必着
- イ 提出方法：担当部署へ持参を原則とする。やむを得ず郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし提出期限までに必着となる方法で送付すること。なお、主催者は郵送事故等の責任は一切負わないものとする。
- ウ 提出書類：①参加表明書（様式１号）
 - ②会社概要書（様式２号）
 - ③業務実績確認書（様式３号）
 - ④協力事業所確認書（様式４号）
 - ⑤業務実施体制確認書（様式５号）
 - ⑥納税証明書（国税および地方税に滞納がないことの証明）
 - ⑦一級建築士事務所登録証明の写し

(4) 参加資格審査

参加者の参加資格要件について確認し、参加資格の有無について、参加資格確認結果通知書（様式10号）により通知するものとする。

(5) 提案書の提出

ア 提出期限：令和8年 1月 8日（木）午後5時必着

イ 提出方法：担当部署へ持参すること。

ウ 提出書類及び提出部数

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ①提案書表紙（様式8号） | 1部 |
| ②提案書（任意様式） | 10部（正本1部 副本9部） |
| ③見積書（様式9号） | 1部 |
| ④プレゼンテーション参加者名簿（任意様式） | 1部 |
| ⑤上記のPDFデータ | 1部 |

エ 留意事項：①、③、④、⑤の書類等は、正本に添付すること

(6) 提案書等作成にかかる留意事項

ア 基本計画と要求水準書及び評価基準となる評価項目等に留意し、具体的かつ簡潔に記載すること。

イ 文章での記載のほか、概念図、簡潔な図面、図表、既往成果、写真、イメージパースを用いた提案とすること。

ウ 提案枚数は、A3判横片面5枚(任意様式)程度とし、内訳は次のとおりとする。

- | | |
|-------|--|
| 1枚目 | 施設の特徴や整備方針等及び配置計画（平面図等含む） |
| 2～4枚目 | 遊び場ホール（ゾーニング、遊具の構成及び配置や誘発する遊びの種類）について
子育て支援センター・交流ゾーン・陶芸ギャラリー等の
エリアについて
安全対策・維持管理について |
| 5枚目 | 概略工程案及び概算工事費内訳について |

エ 提案書は、A4サイズに折りたたみ、表紙、目次、ページ番号を付（表紙及び目次は提案枚数に含まない）、分散しないようA4ファイル等で綴じて提出してください。（副本は複写機による写し可）。

オ 会社名等が判別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと。

(7) 提案書の取扱い

ア 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者等の選定以外の目的では使用しないものとする。ただし、公文書公開請求があった場合は、越前町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された書類は返却しない。

エ 提案書等の著作権は、参加者に帰属し、参加者に無断で利用することはできないものとする。

オ 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参加者が負うこと。

5 審査

(1) 審査委員会

提案内容は、越前町こどもの遊び場整備工事設計プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査する。

(2) 審査の方法

ア 提出された提案書の内容を、評価基準に基づき審査し、審査の評価点数の最上位の者を契約候補者に選定し、次に得点の高かった者を次点契約候補者として選定する。最高得点が2者以上であった場合は、審査項目「遊び場ホールに対する提案」において評価が高い提案者を契約候補者として選定する。

なお、提案者が1者の場合は、審査結果が評価点の6割以上である場合に限り、その提案者を契約候補者とする。

イ 審査は、提案者から提案内容に関するプレゼンテーションを受けた後、審査委員によるヒアリングにより行う。

(3) プレゼンテーション等

ア 実施日時、場所については、参加者に別途通知する。

イ 説明15分、質疑応答20分、合計35分とする。なお、プロジェクター及びスクリーンは本町で準備し、その他、説明に必要な機器は、各提案者で用意すること。

ウ 出席者は4名以内とする。

エ 留意事項

①プレゼンテーション等の順は、提案書を受理した順とする。

②プレゼンテーションは、提出された書類のうち、提案書を中心とした内容説明とし、追加資料の提出や使用は一切認めない。

③プレゼンテーションに欠席、遅刻した場合は、受注意志がないものとみなし審査の対象としない。

(4) 評価基準

審査における評価基準は別表のとおりとする。

6 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果は、提案者に通知する。

(2) 結果通知の際、他の提案者の名称及び提案内容は公表しない。

- (3) 審査結果（契約候補者）は、本町ホームページで公表する。なお、審査の内容及び経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

7 契約の締結

契約候補者と、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結する。契約候補者との協議が整わない場合は、次点候補者と協議を行う。

8 質問の受付及び回答

本実施要項および別紙仕様書等の内容について質問がある場合は、質問書（様式6号）により提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年11月25日（火）午後5時必着
- (2) 提出方法：担当部署にメールで提出し、電話にて到達の確認をすること。メールの表題は、「こどもの遊び場プロポーザルへの質問」とすること。
- (3) 回答期限：令和7年12月2日（火）午後5時まで
- (4) 回答方法：越前町ホームページで随時公表し、個別に回答はしない。
- (5) その他
 - ア 質問及び質問に対する回答は、実施要項等の追加または修正とみなす。
 - イ 質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは回答しない。
 - ウ 質問の内容について、担当部署から問い合わせを行う場合がある。
 - エ 電話や来庁、FAXによる質問又は提出期限を過ぎた質問は受け付けない。

9 現地見学会

現地見学会を下記のとおり実施する。

- (1) 見学日時：令和7年11月12日（水）午前10時から2時間程度
- (2) 申込期限：令和7年11月11日（火）正午まで
- (3) 申込方法：「様式7号 現地見学会申込書」をメールにて担当部署に提出し、電話にて到達を確認すること。メールの表題は、「こどもの遊び場現地見学会」とすること。
- (4) 参加人数：1者につき5名までとする。
- (5) 留意点
 - ア 見学会の参加は任意とし、評価要件ではない。
 - イ 参加者は、名刺等、事業所名や氏名が分かるものを持参すること。
 - ウ 参加者は、所定の時刻までに見学現地へ来ること。
 - エ 写真撮影は可能とする。
 - オ 資料配布や説明、質疑回答は行わない。
 - カ 万が一現地見学を中止する場合は、申込担当者に連絡する。

10 失格事項等

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- (1) 提出書類等（参加表明書、提案書等）の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- (2) 提案書等に記載すべき事項に不備があるもの
- (3) 提案書等に虚偽、違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) 審査委員又は関係者にプロポーザルに関する援助や連絡を求めた場合
- (5) 提案書提出事業者が「3 参加資格要件」に定める参加資格を満たさなくなった場合
- (6) 定められた者以外がプレゼンテーション等に出席した場合
- (7) 見積書に記載されている設計業務見積額が、「2 業務の概要」の（5）に規定する契約限度額を上回った場合
- (8) 見積書に記載されている概算工事費見積額が、「2 業務の概要」の（6）に規定する工事費積算限度額を上回った場合
- (9) その他、審査委員会が不適格と認めた場合

11 その他

- (1) 参加者がいない場合は、プロポーザルを中止する。
- (2) 参加表明後に辞退する場合においてもその後の不利益な取扱いを受けることは無いものとする。なお、参加表明後に辞退をする場合は、辞退届（様式12号）により届け出ること。
- (3) 参加表明書等を提出した後、提案書等の差替、訂正、再提出をすることはできないものとする。ただし、越前町から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書等を提出した後、越前町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語は日本語とし、その際の文字サイズは10.5ポイント以上とする。通貨及び単位は、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 他の文献を引用した際は、出典を明記すること。
- (8) 受託者選定後においても越前町は提案書等の内容に拘束されないものとする。

12 担当部署（提出先・問い合わせ先）

越前町子ども未来課

〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中13-5-2

電話 0778-34-8725

E-mail kodomo@town.echizen.lg.jp

【別表 評価基準】

評価項目		評価基準	配点
1	業務実績	・過去10年間に、本業務を遂行するにあたって確実かつ安定的に実施するに足る業務実績を有しているか	5点
2	業務実施体制	・本業務を安定的に遂行できる業務実施体制となっているか	5点
3	基本理念、基本方針との整合	・基本理念、基本方針を十分に理解し、魅力ある提案となっているか	10点
4	遊び場ホールに対する提案	・年齢の異なる子どもたちが快適かつ安全に遊べるゾーニングとなっているか ・ホールの高さや空間を有効活用した遊び場となっているか ・子どもたちがワクワクし、創意工夫して遊べる空間となっているか ・幅広い年齢層や障がいを持った子どもたちが、飽きることなく遊べるよう工夫され、インクルーシブな遊び場となっているか ・越前町を感じ、イメージできる遊び場となっているか ・子どもを見守る大人にも配慮した空間となっているか	50点
5	子育て支援センター・交流ゾーン・陶芸ギャラリーに対する提案	・保護者等や子育て世代が安心して快適に過ごせる施設となっているか ・利用者が長時間滞在でき、交流しやすい工夫がされているか ・陶芸ギャラリーの具体的な運用、子どもたちに対する安全対策についての提案がされているか	20点
6	安全対策	・想定される危険や予期せぬ遊び方に対する安全対策、安全性を高める独自の工夫が提案されているか	5点
7	維持管理	・ランニングコストを抑える工夫がなされているか ・劣化の軽減に配慮し、耐久性のある材料を使用し、メンテナンス性、修繕の容易性に優れているか	10点
8	越前陶芸村との関連	・越前陶芸村全体の活性化やつながりを考慮、工夫された提案となっているか	5点
9	独自性・独創性	・独自性、独創性がある提案となっているか	5点
10	プレゼンテーション	・提案が丁寧でわかりやすく、実現性の高いものか。 ・工夫や事業に対して積極的に取り組む意欲があり、説明に説得力があるか	10点
11	見積	・設計業務に係る見積価格	5点
評価点数 計130点			

※各委員の持ち点（130点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。